選挙事務所設置(異動)届

令和　　年　　月　　日

(宛先)志摩市選挙管理委員会委員長　谷崎　充

設置者　住　所

氏　名

　令和７年１０月１２日執行の志摩市議会議員選挙における選挙事務所を、次のとおり設置(異動)しましたので公職選挙法第130条第2項の規定により届け出ます。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 候補者氏名 |  | | |
| 選挙事務所  設置場所 |  | 電話  番号 |  |
| 設置年月日 | 令和　　年　　月　　日 | | |
| 備考 |  | | |

注意

1　選挙事務所は、公職の候補者又はその推薦届出者(数人あるときは、その代表者)でなければ設置することができない。

2　選挙事務所を設置したとき、及び異動があったときは、志摩市選挙管理委員会に届け出なければならない。

3　推薦届出者の設置による届出には、その設置について公職の候補者の承諾を得たことを証する文書及び推薦届出者が数人あるときは、その代表者であることを証する文書を添えなければならない。

4　選挙の当日は投票所を設けた場所の入口から300メートル以外の区域であれば、選挙事務所を設置できる。

5　休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

6　上記様式において、異動届の場合は、備考欄に旧事務所の所在地を記載するものとする。

7　選挙事務所の設置についての規程に違反して、設置した場合には、その閉鎖を命ぜられ、またそれぞれの罰則が適用される。

8　候補者（推薦届出者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者（推薦届出者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りでない。